

## 第10回人権救済条例見直し検討委員会議事録

### 1 日時等

- (1) 開催日時 平成19年2月8日(木)午後1時30分から3時30分まで
- (2) 開催場所 鳥取県庁第22会議室(鳥取市東町)
- (3) 出席者名 朝倉委員、大田原委員、國歳委員、田村委員、長井委員、中村委員、樋口委員、安田委員  
在日本大韓民国民団鳥取県地方本部、国際交流財団コーディネーター、鳥取大学国際交流センター、認知症の人と家族の会、みもざの会、県男女共同参画センターよりん彩  
柴田総務部次長、磯田人権局長、安田人権推進課長

### (4) 議 事

- ア 人権救済制度(外国人、高齢者、女性の分野)の状況について
- イ 次回の開催等について

### (5) その 他

- ア 公開又は非公開の別 公開
- イ 傍聴者数 約5人
- ウ 永山会長欠席のため、大田原委員が会長代行として進行を行った。

### 2 議 事

#### (1) 人権救済制度(外国人、女性、高齢者の分野)の状況について

事務局の聞取調査結果、出席者からの説明を交え、人権救済制度について議論された。意見の要旨は次のとおり。

#### [外国人の人権問題の現状についての意見]

在日韓国人の問題は歴史的背景がある。在日韓国人は国籍差別にさらされており、一般の外国人の問題とは違う。在日韓国人問題は外国人問題ではなく日本国の問題であり日本人の問題である。在日韓国人に対する差別行為は限りなくある。就職、賃貸借の場面等で本名を名乗ると差別されることが多く、表面化しないが就職試験でも採用に当たり差別される。差別発言もあるが、問題にしようとするると否認される。

また、制度的な面での差別は重大で、県内には年金制度から外された高齢者が16名いる。また、在日韓国人には地方参政権という一住民として発言する制度的な権利が認められていない。

在日韓国人の子ども達の問題は大きな問題。民族を尊重する教育がなされていない。在日韓国人は16歳になると自ら外国人登録の手続きが必要になり、そこで初めて自分が在日韓国人だと知り、差別の現実に放り込まれる子どもがいる。その際、学校、先生に理解がない場合がある。よって、子どもが16歳になる前に日本に帰化する在日韓国人も増加している。

在住外国人が日本で生活する上で最初に問題になるのは言葉の問題であり、外出できず孤立していき、ホームシックになっている。県内には母国語で話すことができる場がない。その他子育ての問題やDVなど様々な問題がある。

本当に深刻な人が相談に来られないということは深刻。相談できる人はある意味元気な人である。業者に仲介され日本人と結婚した中国人女性は、結婚後文化習慣の違いから問題を抱え、円満な生活を送ることができず深刻な状況にあることが多い。

相談の約3割が外国籍の女性からのもので、その中にはDVの被害に遭い保護命令を受けた例もある。外国人は複合的な差別、人権侵害を受けている。

結婚に関して、金銭が介在している場合で人身売買ではないかと思うものもあるが、この問題は潜在化しており、対応する機関がない。

鳥取大学には留学生が約210人いるが、留学生は在留資格が留学という特殊な環境にある。大学として教育、研究の支援は行っているが、留学生がアルバイト先など日常生活で不当な処遇を受けていても積極的には関与できない。

また民間のアパートなどでは外国人の入居を拒むことがある。現在は公営住宅を借りることで解決できているが、民間にも同じ扱いが望まれる。

外国人については、公的サービスの不足の問題と人権侵害との区別は難しい。

外国人に関わる事件があると報道機関が大学に留学生を取材したいと申し込んでくるが、報道の結果、外国人の偏見につながるようなことがある。

労働条件、最低賃金の違反などがあると聞くが十分に確認できておらず、留学生に対する差別はあっても深刻な状況ではないと感じている。また、留学生は滞在期間が短く、その間がまんすればよいと考える傾向がある。

外国人の子どもの高校への進学に言葉のハンディキャップがあるため能力があっても進学できないといった例がある。

鳥取大学の留学生の子どもが高校進学で問題になることは少ない。留学生は来日前に連絡を取り合い確認しており、進学予定の子どもを連れてこないという実態がある。確かに教育にもっと配慮があれば、子どもを連れてくる可能性は高くなる。

#### [ 人権救済条例、外国人問題の救済についての意見 ]

(会長代行) これまでの聞き取りでは、外国人に関しては相談窓口がないという意見があった。今回は、行政サービスの問題でなく、当事者からこの人権救済条例にはどういった意味があるのか、手直しをするならばどうすればいいのか、といった意見が聞きたい。

公の機関が発生する事例に対し人権侵害である、差別であると発信することが大事であって、そういう条例であるべき。また条例は制度的な差別にも対応できるものが望ましい。

差別の解消のために啓発、啓蒙が必要ということも1つの意見だが、制度として差別を禁止するものがないのであればそれを作るべき。

在日外国人差別の現状にブレーキをかけるために差別を禁止することが必要。

外国人差別は日本人と外国人の相互理解が進まないと解決できない。そのためには交流のための恒常的な取組みが重要。

相談もできないほど深刻な状況にある人に働きかけるとしたらどのようにすれば良いと考えるか。夫は仕事や研究、子どもは学校という目的や行き場所があるが、妻はどこへも行くところがない。子育てにおいて保健師の家庭訪問で救われた経験があるので、外国人が生活に慣れるまでの間、支援者が家庭訪問するシステムがあれば良い。

互いの文化を知り相互理解をしていくことが差別をなくしていくために重要。特に子どもの国際理解を進める教育が必要

日本人学生の相手の国についての理解不足により差別は生じており、互いに理解しあう必要がある。

人権教育を点検していくことが大切であって、世代間にわたって人権意識を身につけていく必要

がある。

制度的な差別はある。この条例の趣旨は個別の人権侵害の救済であって差別の禁止ではないとする意見があるが、条例で差別による人権侵害を救済するべきであり、それにより住居の差別の問題なども扱うことができる。

外国人は、オールドカマー、ニューカマーに関係なく、自国の文化を保持したいと思っており、自国の文化をどのように子ども達へ伝えていくかが大切。

在日韓国人は、言葉のハンディキャップはないが差別されることがあるので、一般の外国人の問題とは分けて考える必要があるが、人権救済条例によって差別の救済を図る場面が想定できるかどうか問題。

この条例は個別紛争の解決が目的であるが、個別紛争に限定せず、差別の状況を解消するための施策提言を考えることもできる。

#### [ 高齢者の人権問題の現状と施策についての意見 ]

高齢者の人権侵害の問題は、虐待がその全てではなく、ほとんどの高齢者が望んでいる「高齢で介護が必要な状態になっても自宅で生涯暮らすことを保障する」ことが、人権の問題として第一に重要だと考える。

医療現場において、認知症の人は病気になっても家族の付添いがないと一般病院への入院を断られたり、精神科への入院を勧められるなどの事例がある。今後認知症の高齢者は増加する一方であり、現在の認知症高齢者の病気入院時の治療・看護のシステムについてよく考える必要がある。虐待のほとんどは介護者のおかれている状況や介護者への支援が不十分なことが原因で起こっており、これを改善する必要がある。

以前、高齢者の施設内身体拘束の相談設置ではほとんど相談がなかったようだが、民間の当事者団体には相談が寄せられている。行政は、当事者団体が相談を受ける仕組み、当事者自身が自立して活動できるような支援の在り方について考えるべき。人権救済条例は、侵害の申立てを受けてから対応するといった受け身的なものではなく、既存制度のはざまを埋める提言をして効果的なシステムづくりに役立つなど、より積極的に機能するものであることが望ましい。

介護家族からの相談の電話は朝、夜中でもある。それに対応することによって虐待の一手手前で相談者が落ち着いたケースもある。相談機関は必要だがただ相談を受けるだけではなく必要な支援につながるものでなければならない。そのため相談を実態のよくわかる当事者の団体が受ける。または受けられるよう育てることが必要。

介護している人の6割はうつ状態で4割は死にたいと思ったことがあるといわれる。本日配布の資料（調査票）にデイサービスセンター（介護ヘルパー・ケアマネージャー）が介護家族に対し身体拘束の不当性を啓発しているとあるが、このような、在宅における介護家族の心の状態を理解し得ていない介護スタッフ・ケアマネがいること自体が問題だと言える。虐待のほとんどは介護家族によるものであり、そこまで追いつめられる介護家族の支援こそ必要。

また過去の議事録の【疾病などに関する人権問題】のウ．救済の方法(ア)新たな相談窓口が必要のとして、「知的障害、精神障害、認知症とそれぞれ接し方は違うのでそれぞれ別の専門性が必要」という意見が記載されているが、病気としての治療上の個別性はあるが、これらの認知障害がある人達の生活支援・相談についてはそれぞれではなく認知障害のある人達個々の暮らしにくさをどう解消するのかといった包括的な視点で関われる相談機関と支援員の質が重要である。

問題となって表面化してきたものだけに対処するという受け身的なものではなく、あらかじめ措置することが必要。

人間尊重という切り口で施策を疾病・障害別に分断せず横断的にし、当事者団体の自立と、自助活動を促進するといった仕組みを提言できるものが望まれる。

#### [ 高齢者問題に関する人権救済条例についての意見 ]

(会長代行) 高齢者虐待の問題を、人権救済条例のような人権侵害と認定し制裁を持って介入していくというアプローチで、現状改善できるものであろうか。

高齢者からの虐待に、この条例で効果的な対応が可能であろうか。

相談は実態をよく知る当事者団体が受ける方がより効果的であり、人権救済条例の相談機関だけで解決することはできない。

施設従事者からの内部告発的な相談があっても、行政は施設へ強権的に介入できず監査を実施する程度しか行なえていないため、施設での人権侵害に人権救済条例でリンクしていくことは意味がある。また施設運営適正化委員会や成年後見制度などの制度だけでは日常的に起きる人権侵害に対応できていないため、人権救済条例を活用して、民間の活動と公的な効果をつなげるようなことがあっても良い。

個々の問題を包括的に人権の問題として見ることは大事。国、県、市町村の施策は疾病・障害別に行われている現状があるが、それらを個人の尊厳という観点で、トータルにとらえ横断的に取り組むことが大切。それを鳥取県が条例で行おうとすることは意味がある。

高齢者の虐待で、介護者と被害者は極限状態にあり、両者の関係を回復することは難しいが、人権救済条例の救済委員会で解決できるのか。行政の支援体制が不十分であることを提言する方が有効ではないか。

#### [ 女性の人権問題の現状と施策についての意見 ]

DV に関しては法律があり対応は十分ともいわれるが、救済機関への相談のうち DV 法によって支援したのは約 3 割に過ぎない。

15 歳の子どもが家族から性的被害に遭う例、夫婦間であっても女性の性的被害はあり、DV 被害者の 9 割が性的被害を受けているともいわれている。

性的被害の場合、どこへも相談できない、相談機関に自分の名前を名乗れない、公にできないなど泣き寝入り状態であって、長期間、精神的に不安定な状態にあり、駆け込み寺的なものが必要。

県内 3 カ所の窓口で年間約 3,000 件の相談がある。相談者は気持ちや問題を整理できておらず、相談の中で、自らがどのように解決していけばいいのかを考えていくことになる。

被害者は孤立したり、自分の気持ちをうまく伝えられないことが多い。加害者と被害者の間に入って話し合いや調整を行う人、話し合いの場で被害者の気持ちや考えを本人に代わって伝える人が必要である。

女性の相談機関を 24 時間体制にするといったことの提言はすぐに行えると思うが、それでは解決できないものか。

行政へは行きたくないというのが被害者の感情。一般の人はもちろん、傷ついた人たちが行政へ相談に行くのはとても大変なことである。

女性が自ら声をあげるのはかなり難しく、民間の人なら話をしやすいという意見があったが、その場合最終的な解決は誰がすることになるのか。

レイプ被害なら弁護士に相談し告訴するなどの方法がある。しかし、子どもの頃に受けた被害については告訴もできず、精神科の医師がメンタルケアにあたるなどのサポートしかない。

[ 女性問題に係る人権救済条例についての意見 ]

DVの問題を、人権救済条例のような人権侵害と認定し制裁をもって介入していくというアプローチで、現状改善できるものであろうか。

レイプの問題、近親者からの性的被害に、この条例で効果的な対応が可能であろうか。

被害者の話を聞く相談機関が必要。しかし、被害者は行政へは相談しにくく、相談は深夜が多いので、どのような内容であっても話を聞くところをこの条例で設ければよい。レイプ被害者の8割は相手を殺したいと思っているが、相手を殺す前に客観的に自分を見つめ直すことができるよう支援する機関があれば良いと思う。

話を聞くだけで被害者は落ち着くことがある。相談機関では本人がどう解決したいのかを整理し、実質的な救済機関へつなく。しかし、解決のため行動を起こすには仕事を辞めねばならない、生活を捨てて逃げねばならないという現実があり、決断できず悩んでいる人は多く、これらを条例の指導によって解決することは困難である。人権救済条例が活用できることは限定的な問題についてのみと思う。

人権救済条例では被害を訴える人がいて、それを委員会が審査して侵害を認定し勧告をする。勧告に従わないと制裁が生じる。その枠組みで解決できるものか。

DV 被害者の夫が避難した妻の悪口を言いふらしたため被害者が法務局へ相談し法務局が調査を行ったところ悪口がおさまったという事例のように、第三者が調査することが必要な場面もある。条例の調整機能は行為抑制に効果がある。

女性が泣き寝入りしないためのワンクッションとしての人権救済条例であることを望む。

女性にとっての駆け込み寺的なものが必要。

DV に関しては訴訟により制裁は可能。そうではなく、特に女性の場合、話を聞くだけでかなり落ち着くということがある。傷ついた人たちが行政へ相談に行くのは相当なことであり、人権救済委員会も行政機関であるが、相談員に民間の人を登用すれば利用されやすい。

例えばNPOなどが相談を受けることが有益という御意見であろうか。

[ 人権救済制度への要望など ]

条例の見直しについての議論を個別救済に限定しないで、施策、制度についての提言についても検討していけばよい。

(会長代行) 施策提言機能を組み込むとの意見は、本日のまとめとなる意見となるであろう。

(2) 次回の開催等について

次のとおり開催することが決定された。

- ア 日程等 平成19年3月23日(金)午後1時30分から3時30まで県庁第22会議室
- イ 検討内容 人権救済制度の状況について(障害のある方の人権問題について)